

第1回上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(書面開催)

開催日：令和5年10月10日(火)

次 第

協議事項

(1) 上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)の設立について【資料1】

(2) 上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)規約及び委員名簿について【資料2】

(3) 上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)報酬規程について【資料3】

(4) 上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)財務規程について【資料4】

(5) 上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)事務局規程について【資料5】

(6) 上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)傍聴規程について【資料6】

(7) 上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)経営連絡分科会設置規程及び委員名簿について【資料7】

(8) 上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)の役員の選任について【資料8】

(9) 上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)経営連絡分科会の役員の選任について【資料9】

(10) 令和5年度上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)の事業計画について【資料10】

(11) 令和5年度上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)の収支予算について【資料11】

群馬県地方鉄道沿線地域の公共交通に関する法定協議会の設置について

群馬県
交通イノベーション推進課
R5.10.10

- 上毛電気鉄道(H10～)、上信電鉄(H11～)、わたらせ渓谷鐵道(H17～)について、鉄道事業者と沿線自治体で構成する**再生協議会**により、**公的支援を実施**してきた。
- R5年3月の群馬県地域鉄道のあり方検討会提言(公的支援のあり方について、根拠あるデータに基づいた議論が必要)に基づき、R5年度、新たに地域交通法に基づく**法定協議会**を各沿線に設置し、データに基づいた議論を行い、**沿線地域交通の再構築に取り組む**。

再生協議会

目的: 鉄道会社が行う経営再建を促進するための**公的支援**

内容: 再生基本方針の策定等

根拠: なし(任意)

※上電の例



目的に則り役割分担

(ただし、相互に連携・

情報共有)

(再生協議会と

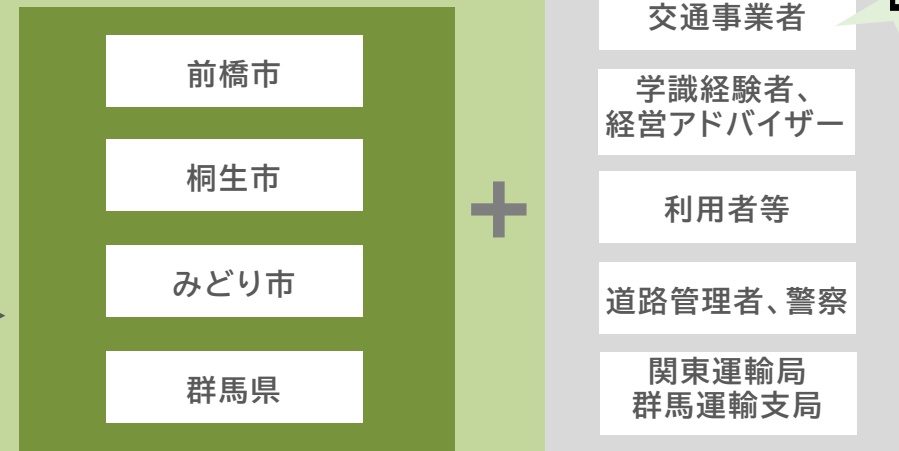
行政関係の構成は同一)

(新規) リ・デザイン推進協議会(法定協議会)

目的: 地域の鉄道の現状を直視し、危機意識を共有した上で、**沿線地域の交通を再構築(リ・デザイン)**する。

内容: 鉄道の今後のあり方検討、地域公共交通計画の策定等

根拠: 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律



分科会

※鉄道事業者の財務状況や鉄道存続形態(モード転換等)については、沿線自治体、鉄道事業者、学識経験者等をメンバーとした「経営連絡分科会(仮称)」を設置して、非公開で議論し、方向性を検討する。

【参考】 地域公共交通活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス(以下「地域旅客運送サービス」という。)の提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(地域公共交通計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下この章において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

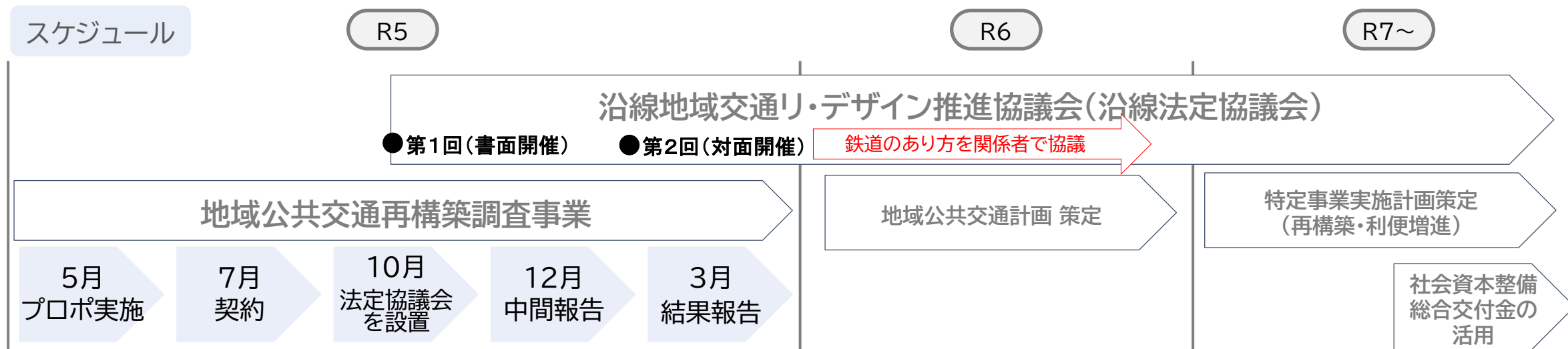
5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県(第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。)は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

今後のスケジュール

- R4年度 群馬県地域鉄道のあり方検討会を設置
→公的支援のあり方については、根拠のあるデータに基づいた議論が必要と提言される。
- R5年度 各鉄道沿線ごとに「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく**法定協議会を設置**
- 国が新設した「**地域公共交通再構築調査事業**」を活用し、沿線自治体と協調して**調査を実施する**。

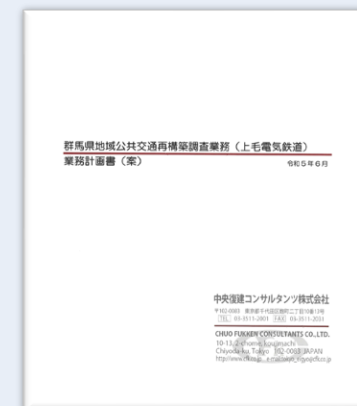


調査項目

- 沿線地域の地域特性、人口動態、沿線施設の分布状況
- 沿線住民、高校生等の利用者アンケート実施
- 地域鉄道3線の経営・財務状況、鉄道事業資産の状況
- 利用実態、クロスセクター効果(※)、鉄道存廃の課題や効果検証

※鉄道があることで、行政コスト軽減に資する効果を定量的に算定するもの

- モード転換による効果、課題、想定ルート、初期投資額
- 完全上下分離した場合の設備投資額、保有する施設のパターン別検討 など



上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会規約（案）

（目的）

第1条 上毛電気鉄道は、前橋・桐生地域における主要交通軸であり、沿線地域住民の通勤・通学や観光等で地域を訪れる人々の貴重な移動手段であるが、人口減少やコロナウイルス感染症蔓延による生活様式の変化等の影響から、非常に厳しい経営状況となっている。このため、県、沿線市、鉄道事業者、交通事業者、利用者、関係団体等が一丸となり、改めて地域の鉄道の現状を直視し、危機意識を共有した上で、上毛電気鉄道沿線地域の公共交通を単なる現状維持ではなく、コンパクトでしなやかなものに再構築（リ・デザイン）することを目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条に基づき、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 上毛電気鉄道の今後のあり方（存続形態、財政負担等）に関する事項
- (2) 上毛電気鉄道沿線地域公共交通計画（以下「上電沿線地域交通計画」という。）の策定、変更及び評価に関する事項
- (3) 上電沿線地域交通計画の実施に関する事項
- (4) 上電沿線地域交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (5) その他協議会が必要と認める事項

2 前項第1号の決定（簡易な事項を除く）については、事前に沿線自治体（別表1法第6条第2項第1号団体）首長全員の合意を得なければならない。

（組織及び委員の任期）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会は、第1項に定める者のほか、交通政策に関する専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。

3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長若しくは会長が指名する者が行う。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。

5 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 協議会は、特定事項に関わる内容について協議及び調整を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、分科会の委員や運営に関して、必要な事項を分科会設置規程として別に定め組織する。

3 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

(書面による決議)

第8条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項

(2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

(3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事

項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及び沿線自治体の負担金並びにその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

1 この規約は、令和5年10月10日から施行する。

上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会 委員名簿（案）

令和5年10月10日現在

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	備 考	
1	1号	地方公共団体	群馬県	知事戦略部 交通イノベーション推進課長	副会長	
2			前橋市	未来創造部 交通政策課長	副会長	
3			桐生市	共創企画部 交通ビジョン推進室長		
4			みどり市	総務部 企画課長		
5	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	高崎支社 企画部長		
6			東武鉄道(株)	経営企画本部 課長		
7			上毛電気鉄道(株)	取締役社長		
8	2号	一般乗合旅客自動車 運送事業者等	(一社)群馬県バス協会	会長		
9			一般乗用旅客自動車 運送事業者等	(一社)群馬県タクシー協会	会長	
10				国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	事務所長	
11	2号	道路管理者	群馬県県土整備部 前橋土木事務所	所長		
12			群馬県県土整備部 桐生土木事務所	所長		
13	3号	警察	前橋警察署	署長		
14			前橋東警察署	署長		
15			桐生警察署	署長		
16	3号	地域公共交通の 利用者	群馬県立前橋高等学校鉄道研究 部同窓会	幹事長	前橋市推薦者	
17			桐生商工会議所	総務課 主事	桐生市推薦者	
18			みどり市地域公共交通会議	副会長	みどり市推薦者	
19			桐生高等学校PTA	会長		
20	3号	学識経験者	福島大学 准教授 前橋工科大学 特任准教授	吉田 樹	会長	
21			関東運輸局地域公共交通マイス ター	佐羽 宏之		
22			ぐんま地域共創パートナーズ	鏡山 英男	群馬県地域鉄道のあり方検討会委員	
23	3号	協議会の運営に 必要と認める者	前橋商工会議所	会頭	監査	
24			桐生商工会議所	会頭		
25			みどり市商工会	会長		
26			群馬県中部振興局	局長		
27			群馬県桐生みどり振興局	局長		
28			上毛電鉄友の会	代表		

1	オブザーバー	国土交通省関東運輸局 交通政策部	交通企画課長	
2		国土交通省関東運輸局 鉄道部	計画課長	
3		国土交通省関東運輸局 群馬運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画輸送監査)	

上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会 委員の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会規約（以下「規約」という。）第3条の規定に基づき、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 協議会に出席（オンラインを含む）した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- （1）国及び地方公共団体の職員
- （2）公共交通事業者及び関係団体の職員
- （3）前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 規約第5条第2項の規定により、臨時委員が協議会に出席した場合は、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定は、分科会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

（費用弁償）

第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- （1）学識経験者
- （2）規約第5条第1項に規定する臨時委員その他の会長が特に指定した者

2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県の例に準ずるものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年10月10日から施行する。

別表（第2条）

区分	報酬	
学識経験者	日額	11,000円
委員	日額	5,500円

上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会規約第12条の規定に基づき、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、国の補助金及び沿線自治体の負担金並びにその他収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、概定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算区分）

第4条 歳入歳出の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める項又は目以外の項又は目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該流用又は充用をした年度の末日までに、協議会にその旨を報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、事務局長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を行う。

（収入及び支出の手続）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、協議会出納員が行う。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1）予算整理簿

（2）前号に掲げるもののほか必要な簿冊

(出納の閉鎖)

第9条 協議会の出納期間は、毎年4月1日に始まり、翌年5月31日に終了する。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、協議会規約第13条の規定により監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和5年10月10日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会事務局規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会規約第10条第2項の規定に基づき、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

- 2 事務局長は、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課職員及び上毛電気鉄道沿線自治体（前橋市、桐生市、みどり市）公共交通担当部局職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の支出負担行為及び支出に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、群馬県において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表1のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、群馬県において定められている公印の取扱いの例による。

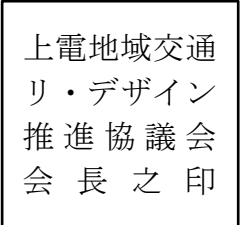
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年10月10日から施行する。

【別表 1】

名 称	形 状	書体	寸法 (mm)	用 途	個数	管理者
上毛電気鉄道 沿線地域交通 リ・デザイン推 進協議会会長 の印		篆書	21*21	会長名をも って発する 文書	1	事務局長

上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（以下、「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第2条 協議会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 傍聴希望者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

（傍聴の禁止）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1）危険物を携帯すると思われる者
- （2）異様な服装をし、又は酒気を帯びていると認められる者
- （3）看板、はり紙、ビラ、プラカード、メガホン、旗、のぼり類を持っている者
- （4）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- （5）前各号に定めるもののほか、協議会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、会議場においては静粛にし、次の事項を守らなければならない。

- （1）会議場における言論に対して、発言又は拍手その他の方法により公然と可否を表明する行為をしないこと。
- （2）はち巻、腕章の着用等会議の妨害となるような示威宣伝、又は扇動に類する行為をしないこと。
- （3）議長の許可なく、撮影又は録音をしないこと。
- （4）携帯電話等の通信機器は、電源を切るか着信音を発しない措置をとること。
- （5）飲食又は喫煙をしないこと。
- （6）みだりに席を離れないこと。
- （7）前各号に定めるもののほか、他人に迷惑をかけたり、非礼になるような行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第6条 傍聴人は、協議会が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(分科会)

第9条 第2条から第8条までの規定は、分科会を公開とした場合にこれを準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「分科会」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年10月10日から施行する。

上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会 経営連絡分科会設置規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（以下「協議会」という。）の経営連絡分科会（以下「分科会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 分科会は、上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会規約

第2条第1項第1号に掲げる上毛電気鉄道の今後のあり方（存続形態、財政負担等）に関する事項等について、専門的な協議又は調整を行い、実効性を兼ね備えた方向性を見いだすことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 分科会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）上毛電気鉄道の今後のあり方（存続形態、財政負担等）に関する事項
- （2）地域の実情に応じた適切な運送態様及び運賃・料金等に関する事項
- （3）その他分科会の目的を達成するために必要な事項

（組織及び委員の任期）

第4条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 分科会は、第1項に定める者のほか、交通政策に関する専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

（会長及び副会長）

第5条 分科会に分科会長及び分科副会長を置く。

- 2 分科会長は、協議会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 分科副会長は、分科会長が指名する。
- 5 分科副会長は、分科会長を補佐して分科会の業務を掌理し、分科会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第6条 分科会は、分科会長が招集する。

- 2 分科会の議長は、分科会長若しくは分科会長が指名する者が行う。
- 3 分科会は、第3条に掲げる事項について審議し、決定する。
- 4 分科会は、機微情報を扱うため、原則として非公開とする。ただし、分科会長が必要と認めたときは、公開とすることができる。
- 5 分科会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

- 6 委員は、会議への出席を、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 7 分科会の議決の方法は、全会一致を原則とする。ただし、議論を尽くしても全会一致に至らないときは、分科会長の提示する議決方法による。
- 8 分科会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して分科会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 9 分科会長は、分科会の議案が緊急を要するもの、その他分科会長が軽微な事項であると判断したもの、又は委員の招集が困難である場合にあっては、開催に代えて書面により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 分科会長は、分科会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

- 2 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年10月10日から施行する。

【別表】

上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会 経営連絡分科会 委員名簿（案）

令和5年10月10日現在

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	備 考
1	1号	地方公共団体	群馬県	知事戦略部 交通イノベーション推進課長	副会長
2			前橋市	未来創造部 交通政策課長	会長
3			桐生市	共創企画部 交通ビジョン推進室長	
4			みどり市	総務部 企画課長	
5	2号	鉄道事業者	上毛電気鉄道(株)	取締役社長	
6			上毛電気鉄道労働組合	執行委員長	
7	3号	学識経験者	福島大学 准教授 前橋工科大学 特任准教授	吉田 樹	
8			関東運輸局地域公共交通マイスター	佐羽 宏之	
9			ぐんま地域共創パートナーズ	鏡山 英男	群馬県地域鉄道のあり方検討会委員

1	オブザーバー	国土交通省関東運輸局 交通政策部	交通企画課長	
2		国土交通省関東運輸局 鉄道部	計画課長	
3		国土交通省関東運輸局 群馬運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画輸送監査)	

【協議事項 8】

上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会の役員の選任（案）

役 職	所属団体	職 名	氏 名
会 長	福島大学 前橋工科大学	准教授 特任教授	吉田 樹
副会長	群馬県	知事戦略部 交通イノベーション推進課長	田中 佑典
副会長	前橋市	未来創造部交通政策課長	橋本 崇
監 査	前橋商工会議所	会頭	金子 昌彦

【協議事項9】

上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会経営連絡分科会の
役員の選任（案）

役 職	所属団体	職 名	氏 名
会 長	前橋市	未来創造部交通政策課長	橋本 崇
副会長	群馬県	知事戦略部 交通イノベーション推進課長	田中 佑典

令和5年度上毛電気鉄道沿線地域交通り・デザイン推進協議会（法定協議会）
事業計画（案）

名称・開催日	内 容
第1回上毛電気鉄道沿線地域交通り・デザイン推進協議会（法定協議会）【書面会議】 < R 5 年 1 0 月 1 0 日 >	<ul style="list-style-type: none"> ○法定協議会規約及び諸規定の承認 ○法定協議会及び経営連絡分科会の役員を選任 ○令和5年度法定協議会事業計画の承認 ○令和5年度法定協議会収支予算の承認
第2回上毛電気鉄道沿線地域交通り・デザイン推進協議会（法定協議会） < R 6 年 2 月 頃 >	<ul style="list-style-type: none"> ○上毛電気鉄道沿線地域の鉄道利用等現状分析結果報告 ○今後の法定協議会及び経営連絡分科会のスケジュール等の承認

令和5年度上毛電気鉄道沿線地域交通リ・デザイン推進協議会 収支予算(案)

自 令和5年10月10日

至 令和6年 3月31日

1 収入

(単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘 要
前年度繰越金		0	0	
負担金		0	0	【参考】再構築調査事業※ ・群馬県 9,975千円 ・前橋市 5,910千円 ・桐生市 2,910千円 ・みどり市 1,180千円 計 19,975千円
補助金		0	0	【参考】再構築調査事業※ (国土交通省補助金) 10,000千円
諸収入		0	0	
合計		0	0	【参考】再構築調査事業※ 29,975,000円

※R5年度は、協議会設立前に群馬県事業として施行（委託契約額29,975,000円）したため、協議会とは別事業である。

2 支出

(単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘 要
会議費		0	0	
事業費		0	0	【参考】再構築調査事業※ 29,975,000円
事務費		0	0	
予備費		0	0	
合計		0	0	【参考】再構築調査事業※ 29,975,000円

※R5年度は、協議会設立前に群馬県事業として施行（委託契約額29,975,000円）したため、協議会とは別事業である。（同契約には、報酬等の支払いも含まれる。）

* 支出予算の項目ごとについて過不足が生じた場合は、相互に流用できるものとする。

【参考】 令和6年度事業については、協議会予算で執行予定